○復興庁告示第三十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　気仙沼信用金庫
二　住所　宮城県気仙沼市八日町二丁目四番十号

○復興庁告示第三十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十四号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社商工組合中央金庫
二　住所　東京都中央区八重洲二丁目十番十七号

○復興庁告示第三十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第三十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第四十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社北日本銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目六番七号

○復興庁告示第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第四十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第四十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十五号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社北都銀行
二　住所　秋田県秋田市中通三丁目一番四十一号

○復興庁告示第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社岩手銀行
二　住所　岩手県盛岡市中央通一丁目二番三号

○復興庁告示第四十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第三十九号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（陸前高田市復興推進計画（認定番号岩手第十六号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社みずほ銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

○復興庁告示第四十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第五十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第四十号））に係る指定金融機関を平成二十六年七月十四日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十六年七月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号